

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第54号

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例

岩手県立学校設置条例（昭和32年岩手県条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
(高等学校)					(高等学校)				
第2条 県立の高等学校を次のとおり設置する。					第2条 県立の高等学校を次のとおり設置する。				
名称	区分	課程等	学科	位置	名称	区分	課程等	学科	位置
[略]					[略]				
岩手県立大船渡 東高等学校		[略]	[略]	[略]	岩手県立大船渡 東高等学校		[略]	[略]	[略]
		全日制	機械科				全日制	機械科	
		全日制	電気電子科				<u>全日制</u>	<u>機械電気科</u>	
		[略]	[略]			[略]	[略]		
[略]					[略]				
岩手県立宮古水 産高等学校		全日制	海洋技術科	[略]	岩手県立宮古水 産高等学校		全日制	海洋技術科	[略]
		全日制	食品家政科				<u>全日制</u>	<u>海洋生産科</u>	
		[略]	[略]				全日制	食品家政科	
		[略]	[略]			[略]	[略]		
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。